



大津市公報

平成 28 年 4 月 1 日
号外 (第 35 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 40 大津市行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
- 41 大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則..... 4
- 42 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- 43 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- 44 大津市有車両管理規則の一部を改正する規則..... 6
- 45 大津市財務規則の一部を改正する規則..... 6
- 46 大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 7
- 47 大津市医療法施行細則の一部を改正する規則..... 8
- 48 大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 9

訓 令

- 3 大津市事務決裁規程の一部改正.....10
- 4 市長の権限に属する事務を選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員が補助
執行する場合の事務決裁規程の一部改正.....11
- 5 大津市不動産評価委員会規程の一部改正.....12
- 6 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正.....12

議 会 議 長 告 示

- 6 大津市議会局規程の一部改正.....12

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第40号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行政改革推進課」を「行政改革推進課
公共施設マネジメント推進課」に、「家屋係」を「家屋第1係 家
屋第2係」に、「福祉指導監査課」を「福祉指導監査課 法人・施設係 事業所係」に、「基盤整備係 保全管
理係」を「基盤整備係」に、「建築安全推進係」を「建築安全推進係 生活道路整備推進係」に改め、同条第3
「行政改革推進課
項中 公共施設マネジメント推進室 を「自治協働課」に、「生活道路整備推進室」を「空家対策推進室」に
自治協働課
改め、同条第4項中「係を」を「課又は係を」に、「大津市瀬田大江町59番地の1)」を「大津市瀬田大江町59
「保健総務課
番地の1) 管理課」に、「衛生課」を 医療安全支援センター(所在地:大津市浜大津四丁目1番1号)
衛生課
に改める。

第2条の2第1項中「財政課、行政改革推進課」を「公共施設マネジメント推進課」に改め、「産業廃棄物
対策課」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「公設地方卸売市場」を「公設地方卸売市場管理課」に、
「出先機関」を「課」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第3条第1項総務部の表人事課の項第11号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同表行政改革推進課
の項の次に次のように加える。

公共施設マネジメント推進課	公共施設の在り方の検討に関すること。
---------------	--------------------

	公共施設の機能適正化に関すること。 ファシリティマネジメントの推進に関すること。 公共施設の定期点検に関すること。 公共施設の維持管理の技術的支援に関すること。 課の一般庶務に関すること。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 3 条第 1 項総務部の表資産税課家屋係の項中「家屋係」を「家屋第 1 係」に改め、同係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同係の項の次に次のように加える。

家屋第 2 係	家屋の評価に関すること。 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 家屋概要調書等報告書に関すること。 家屋評価調書に関すること。 家屋評価資料の整備及び保管に関すること。 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 3 条第 1 項総務部の表収納課債権回収係の項第 12 号中「及び後期高齢者医療保険料」を「、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所保育料」に、「高額滞納案件」を「高額かつ徴収困難な滞納案件」に改め、同条第 1 項福祉子ども部の表福祉政策課福祉政策係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課地域福祉係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同係の項に第 1 号として次の 1 号を加える。

地域福祉活動推進事業に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉政策課地域福祉係の項に次の 1 号を加える。

ふれあいプラザの指定管理者による管理に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉指導監査課の項を次のように改める。

福祉指導監査課	法人・施設係	社会福祉法人の指導監査に関すること。 社会福祉施設の指導監査に関すること。 社会福祉法人の設立認可、定款変更認可等に関すること。 社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等の整備に係る審査会に関すること。 保育所の処遇の監査に関すること。 課の一般庶務に関すること。
	事業所係	有料老人ホームの指導に関すること。 指定居宅サービス事業者等の指導に関すること。 指定障害福祉サービス事業者等の指導に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 1 係の項第 2 号を次のように改める。

中国残留邦人等の生活支援に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 4 係の項第 2 号を次のように改める。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表幼児政策課政策係の項中第 8 号を削り、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

市立幼稚園の教員及び市立保育所の保育士の人事交流に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表幼児政策課政策係の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

特定地域保育事業の指導監査に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表幼児政策課管理指導係の項第 7 号中「の処遇の監査」を「における適切な処遇の確保」に改め、同課研修育成係の項第 1 号を次のように改める。

保育の質の向上に向けた研修に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表幼児政策課研修育成係の項第 2 号中「研修及び」を削り、同部の表保育幼稚園課管理係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

保育所保育料徴収業務の収納課への移管に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表介護保険課介護企画係の項に次の 1 号を加える。

課の一般庶務に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表介護保険課資格給付係の項第 11 号を削り、同課賦課収納係の項に次の 1 号を加える。

介護保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表商工労働政策課産業政策係の項第 10 号中「管理」の次に「及び跡地活用」を加え、同部の表農林水産課林業・水産係の項第 10 号中「漁港」を「漁港等」に改め、同部の表田園づくり振興課田園振興係の項中第 5 号を第 9 号とし、第 4 号を第 8 号とし、第 3 号の次に次の 4 号を加える。

地すべり防止事業の実施に係る関係団体との連絡調整に関すること。

農業集落排水事業特別会計予算の編成及び決算に関すること。

旧農業集落排水処理施設の管理及び使用料の徴収に関すること。

農用地内の農業の用に供する大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例（平成 16 年条例第 59 号）に基づく法定外道路及び普通河川等（国から譲与を受けた水路等に限る。）の管理に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部田園づくり振興課保全管理係の項を削り、同条第 1 項環境部の表環境政策課環境管理係の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課環境保全係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課公害規制係の項中第 15 号を第 16 号とし、第 7 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

環境影響評価専門委員会に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表都市計画課の項中第 30 号を第 31 号とし、第 29 号を第 30 号とし、第 28 号を第 29 号とし、同課の項第 27 号中「あり方」を「在り方」に改め、同号を同課の項第 28 号とし、同課の項中第 26 号を第 27 号とし、第 25 号を第 26 号とし、第 24 号の次に次の 1 号を加える。

(25) 景観形成に係る草津市との連携に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表市街地整備課の項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

都市計画道路 3 . 4 . 50 号桜かや線の整備に関すること。

大津駅南口ホールの管理運営に関すること。

開発等の事前協議に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表市街地整備課の項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同課の項第 12 号中「市街地農地整備対策事業」を「密集市街地整備事業」に改め、同号を同課の項第 10 号とし、同課の項第 13 号を同課の項第 11 号とし、同部の表建築指導課建築安全推進係の項の次に次のように加える。

生活道路整備 推進係	生活道路の整備推進に関すること。
---------------	------------------

第 3 条第 2 項保健総務課の項第 30 号中「課」の次に「及び医療安全支援センター」を加え、同号を同課の項第 33 号とし、同課の項中第 29 号を第 32 号とし、第 15 号から第 28 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 14 号を第 15 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(16) 保健所衛生委員会に関すること。

(17) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関すること。

第 3 条第 2 項の表保健総務課の項中第 13 号を第 14 号とし、第 9 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

食品に係る誇大表示に関する勧告及び命令に関すること。

第 3 条第 3 項の表公共施設マネジメント推進室の項を削り、同条第 3 項の表子ども家庭相談室の項第 3 号を次のように改める。

要保護児童対策地域協議会に関すること。

第 3 条第 3 項の表子ども家庭相談室の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

子育て短期支援事業に関すること。

第 3 条第 3 項の表生活道路整備推進室の項を次のように改める。

空家対策推進室	空家対策に関すること。
---------	-------------

公設地方卸売市場

公設地方卸売市場	管理課
----------	-----

第 3 条第 4 項の表中

を

に改め、

同項の表大津駅西地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

医療安全支援センター	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項各号に掲げる事務に関すること。
------------	-------------------------------------------

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

第 2 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）第2条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

総務部行政改革推進課公共施設マネジメント推進室	総務部公共施設マネジメント推進課
産業観光部公設地方卸売市場	産業観光部公設地方卸売市場管理課

（大津市公共施設マネジメント推進委員会規則の一部改正）

第 3 条 大津市公共施設マネジメント推進委員会規則（平成24年規則第124号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部行政改革推進課公共施設マネジメント推進室」を「総務部公共施設マネジメント推進課」に改める。

（大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部改正）

第 4 条 大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則（平成27年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部行政改革推進課公共施設マネジメント推進室」を「総務部公共施設マネジメント推進課」に改める。

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第41号

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則（平成26年規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公共施設マネジメント推進室長」を「公共施設マネジメント推進課長」に改める。

別表第2中「営業推進課長」を「営業推進室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第42号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中消費生活監の項を削り、子ども政策監の項の次に次のように加える。

観光振興監	産業観光部	観光振興の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	-------	------------------------------------------------------------

第 2 条第 1 項の表施設管理監の項の次に次のように加える。

まちづくり連携推進監	都市計画部	まちづくりの推進に関する事務のうち、特に他部局との連携を必要とするものの遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
------------	-------	----------------------------------------------------------------------

第 2 条第 2 項の表中

「

専門員
主幹

特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

を

「

主幹

担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

に

改め、同条第 4 項の表副院長の項の次に次のように加える。

院長補佐		院長及び副院長を補佐し、担当業務を掌理する。
------	--	------------------------

第 2 条第 4 項の表参与の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第43号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第 4 項中「におけるその者の号給」を「において、前 3 項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第16条第 1 項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同項に次の各号を加える。

降格した日の前日に受けていた号給（次号において「降格前号給」という。）がその者に適用される給料表に対応する昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給（当該号給が 2 以上あるときは、それらのうち最も上位の号給）

降格前号給がその者に適用される給料表に対応する昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれにも該当しないとき 降格した職務の級における最も上位の号給

別表第 1 第 1 項の表 6 級の項中「地域医療連携室長」の次に「及び患者相談支援室長」を加え、「室次長（7 級及び 8 級）」を「室次長（7 級）」に改め、「、専門員（保健総務課専門員に限る。）」、「、館長（7 級及び 8

級に掲げられた館長を除く。) 」及び「、消防署長補佐」を削り、別表第 1 第 1 項の表 7 級の項中「 (児童クラブ課専門員に限る。) 」を削り、「堅田保育園長」の次に「、天神山保育園長」を加え、「、逢坂保育園長」、「、膳所保育園長」及び「、公設地方卸売市場次長、大津クリーンセンター次長」を削り、「及び選挙管理委員会事務局次長」を「、選挙管理委員会事務局次長及び監査委員事務局次長」に、「副学校長」を「事務長」に改め、「 (科学館長に限る。) 」を削り、別表第 1 第 1 項の表 8 級の項中「子ども政策監」の次に「、観光振興監」を、「施設管理監」の次に「、まちづくり連携推進監」を加え、「、室次長 (出納室次長に限る。) 」を削り、「学校安全政策監、館長 (図書館長に限る。) 」を「副学校長」に改め、別表第 1 第 1 項の表 9 級の項中「、消費生活監」を削り、別表第 1 第 1 項の表備考第 1 項中「、大津市会計管理者の補助組織に関する規則 (昭和 40 年規則第 20 号) 」を削り、別表第 1 第 2 項アの表 3 級の項第 1 号中「参与、」を削り、別表第 1 第 2 項アの表 4 級の項第 1 号中「保健所長」の次に「、院長補佐」を加え、別表第 1 第 2 項アの表 4 級の項第 2 号中「参与、」を削り、別表第 1 第 2 項イの表 7 級の項中「及び参事」を「、参事及び副所長 (介護老人保健施設ケアセンターおおつ副所長に限る。) 」に改める。

別表第 3 の 1 の部五の項第 2 号中「独立行政法人水産大学校 (」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校 (旧独立行政法人水産大学校及び」に改め、同部六の項第 5 号中「大学評価・学位授与機構 (」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 (旧独立行政法人大学評価・学位授与機構及び」に改め、同項第 8 号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改め、同項第 16 号中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程 (」を「特定応用課程 (旧応用課程 (「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。) を含む。) 若しくは旧長期課程 (」に、「、旧職業訓練大学校の長期課程、」を「並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び」に改め、「及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を削り、同表 4 の部第 1 号中「中学校」の次に、「、義務教育学校」を加える。

別表第 4 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間又は兵役期間の項を次のように改める。

民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 / 100 以下	
	その他の期間	80 / 100 以下	

別表第 5 備考第 4 項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程 (修業年限 4 年のものに限る。) 」を」に改める。

別表第 8 条例第 22 条第 3 項の休職の項中「 3 分の 1 以下」を「零」に改め、同表療養命令及び病気休暇 (公務上及び通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。) の項中「 3 分の 1 以下 (結核性疾患によるものである場合にあっては、 2 分の 1 以下) 」を「零。ただし、結核性疾患によるものである場合にあっては、 2 分の 1 以下とすることができる。」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第 8 の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の日をその始期とする休職期間等に係る復職時等における号給の調整を行う場合について適用し、施行日前の日を始期とする休職期間等に係る復職時等における号給の調整を行う場合については、なお従前の例による。

大津市有車両管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 44 号

大津市有車両管理規則の一部を改正する規則

大津市有車両管理規則 (昭和 57 年規則第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 5 号中「企業局企業総務課長」を「企業局契約管財課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第45号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則 (平成 9 年規則第73号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「出先機関」の次に「(当該出先機関に課が置かれる場合にあっては、当該出先機関の課)」を加える。

第35条第 1 項中「第42条第 1 項」を「第40条第 1 項」に改める。

第160条に次の 1 項を加える。

3 市長は、会計管理者をして、共済費、社会保険料、所得税及び住民税の払出命令の審査に関する事務を、総務部人事課、教育委員会事務局教育総務課及び議会局議会総務課の出納員に委任させる。

別表第 1 中

「

各課契約	50万円以下	契約締結の時	契約金額	受託書又は契約書 見積書
	50万円を超えるもの	契約締結の時	契約金額	契約書 見積書
	公社引取(家屋鑑定 手数料)	引き取るうとする 時	引き取るうとする 金額	引取計算書

を

」

「

各課契約	50万円以下	契約締結の時	契約金額	受託書又は契約書 見積書
	50万円を超えるもの	契約締結の時	契約金額	契約書 見積書

に、

」

「(公社引取の場合)

「公社引取 土地建物買収」を「土地建物買収 基金引取」に、 「(公社引取の場合) 公社と売渡人との契約書(写)」を「(基金引取の場合) 公社と市との覚書(写)」に、 引取計算書」に、 引取計算書」

「還付決定書」を「還付決定書 還付加算金計算書」に改める。

別表第 3 中「教育総務課」の次に「、児童生徒支援課」を加える。

様式第 4 号から様式第 6 号までの規定中「第42条」を「第40条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第46号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則 (昭和42年規則第29号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「回復期リハビリテーション部 臨床工学部」を「臨床工学部」に、

「 医事課 医事係 収納係」を「 医事課 患者総合支援センター」に改め、同条第 2 項中 「診療情報管理室 臨床研修センター」を 「医療情報センター」に改め、

「臨床研修センター」に、「 訪問看護ステーション」を 「訪問看護ステーション 医療情報センター」に、 「病理検査室 医事課 診療情報管理室 医療情報システム室」を 「診療情報管理室 臨床研修センター」に改める。

を「 病理検査室」に改める。
テムム室」

第 5 条の 2 中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 7 条医事課の項を次のように改める。

医事課

- 外来患者の受付に関すること。
- 医療事務に関すること。
- 診療情報の管理並びに放射線照射記録の整理及び保管に関すること。
- 諸証明に関すること。
- 業務に係る統計、申請、報告及び届出に関すること。
- 健診及び人間ドックに関すること。
- 診療報酬並びにその他の診療に係る請求及び調定に関すること。
- 窓口収納に関すること。
- 診療費用等の滞納整理に関すること。
- 公印の保管に関すること。
- 課の庶務に関すること。

第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 3 医療情報センターの分掌事務は、医療情報センターの各室の管理に関することとする。

第 8 条中診療情報管理室の項を削り、訪問看護ステーションの項の次に次のように加える。

診療情報管理室

- 診療情報の管理及び提供に関すること。
- 入院診療録の管理に関すること。
- 診療情報に係る統計に関すること。
- 医療費定額制に係る調査研究に関すること。
- 室の庶務に関すること。

医療情報システム室

- 情報化施策に係る企画及び調整に関すること。
- 情報システムの運営及び管理に関すること。
- 医療情報の管理及び活用に関すること。
- 情報システム機器の管理及び導入に関すること。
- 情報通信基盤の運営及び管理に関すること。
- 情報セキュリティ対策に関すること。
- 室の庶務に関すること。

第 8 条医療情報システム室の項を削る。

別表第 5 第 1 項中「第 63 条第 2 項第 4 号」を「第 63 条第 2 項第 5 号」に、「第 64 条第 2 項第 4 号」を「第 64 条第 2 項第 5 号」に改め、同項第 1 号中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改め、同号の表備考中「及び 5 C 病棟」を削り、同項第 3 号中「平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「告示 92 号」を「平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「告示 59 号」に、「告示 92 号に」を「告示 59 号に」に改め、別表第 5 第 2 項の表内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下腎部分切除術の項中「500,000 円」を「100,000 円」に改め、別表第 5 第 2 項の表肺ドック料の項中「19,440 円」を「19,330 円」に改め、別表第 5 第 2 項の表肺検査料の項中「又は」を「と同時に受診した場合は 5,940 円、」に、「10,800 円」を「10,800 円」に改め、別表第 5 第 2 項の表肺検査料の項の次に次のように加える。

健診センターにおいて行う CT 検査料	1 回につき 15,870 円
---------------------	-----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 47 号

大津市医療法施行細則の一部を改正する規則

大津市医療法施行細則（平成 21 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(医療安全支援センター)

第 1 条の 2 法第 6 条の 13 第 1 項の規定に基づき、大津市医療安全支援センター (以下「センター」という。) を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大津市医療安全支援センター

位 置 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号

3 前 2 項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 13 条第 1 項中「市長」の次に「 (その権限が保健所長に委任されている場合にあつては、保健所長) 」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 48 号

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局の組織に関する規則 (昭和 44 年規則第 41 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を次のように改める。

第 2 条の 2 前条に定めるもののほか、課に次のとおり分室を置く。

消防総務課

危機管理室

警防課

救急高度化推進室

第 3 条第 5 項中「救急高度化推進室」を「室」に改め、同条第 6 項中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

参事

第 3 条第 8 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改める。

第 5 条第 3 号中「副参事」を「参事、副参事」に改める。

第 6 条の 2 を次のように改める。

第 6 条の 2 室の事務分掌は、次のとおりとする。

危機管理室

- 危機管理体制計画に関すること。
- 事業継続計画に関すること。
- 各種危機事案の対策に関すること。
- 危機管理に関する職員研修及び意識啓発に関すること。
- 消防活動支援協定締結事業所等との連携に関すること。
- 室の一般庶務に関すること。

救急高度化推進室

- 救急対策に関すること。
- 救急活動状況の確認及び指導に関すること。
- 救急隊の運営計画に関すること。
- 救急隊の訓練計画に関すること。
- 救急関係の統計に関すること。
- 救急活動技術の調査、研究及び指導に関すること。
- 医療関係機関等との協定の締結及び連絡に関すること。
- 応急手当の普及啓発に関すること。
- メディカルコントロール協議会に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 号の表 5 の部 6 の項、9 の項及び 14 の項中 「総務部長 (財政課長)」 を「総務部長」に改め、別表第 1 号の表 6 の部 1 の項中「を除く」を「を除き、予算執行方針に定めるものに限る」に改め、同項第 2 号中「30 万円以上 50 万円未満のものについては、財政課長補佐の合議とする。」を削り、別表第 1 号の表 7 の部 1 の項第 5 号及び同部 2 の項第 5 号中「50 万円」を「100 万円」に、「未満」を「以下」に改め、同部 3 の項第 4 号中「未満」を「以下」に改め、同部 4 の項中「財政課長補佐」を削り、別表第 1 号の表 8 の部 4 の項を次のように改める。

4 報償費、広告料、手数料、食糧費、備品購入費、保険料又は賃借料の支出の決定 100 万円以上のもの 100 万円未満のもの									財政課長	合議は、予算執行方針に定めるところによる。
----------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	------	-----------------------

別表第 1 号の表 8 の部 9 の項を次のように改める。

9 その他の経費の支出の決定 100 万円以上のもの 100 万円未満のもの									財政課長	合議は、予算執行方針に定めるものに限る。
--------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	------	----------------------

別表第 2 号総務部の表人事課の部 7 の款 2 の項中 「
」を
「
」に改め、同課の部 10 の款 3 の項を次のように改める。

3 営利企業等に従事することの許可										
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号総務部の表財政課の部 4 の款を削り、同課の部 5 の款 1 の項中「起債申請の決定」を「起債計画書等の提出」に改め、同課の部 2 の項中「起債許可申請」を「起債協議」に改め、同課を同課の部 4 の款とし、同課の部 6 の款を 5 の款とし、7 の款を 6 の款とし、同号福祉子ども部の表福祉指導監査課の部中 「
」を「
」に改め、同号福祉子ども部の表生活福祉課の部 6 の款を削り、7 の款を 6 の款とし、同号福祉子ども部の表幼児政策課の部 2 の款中 「処遇の監査」を「指導監査」に、「
」を
「
」に改め、同号健康保険部の表保健総務課の部及び衛生課の部中 「
」を「
」に改め、同号産業観光部の表農林水産課の部 2 の款中「農道、林道、用排水路等」を「林道」に改め、「田園づくり振興課長」を削り、同課の部 8 の款中「森林施業計画等」を「森林経営計画等」に改め、同号産業観光部の表公設地方卸売市場の部中「公設地方卸売市場」を「公設地方卸売市場管理課」に改め、同号環境部の表環境政策課の部 1 の款中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項を 2 の項とし、4 の項を 3 の項とし、同号環境部の表廃棄物減量推進課の部から不法投棄対策課の部まで及び同号都市計画部の表開発調整課の部中 「
」を「
」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 4 号

市長の権限に属する事務を選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成 6 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 3 条の表監査委員事務局次長の項を次のように改める。

監査委員事務局次長	課長
-----------	----

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 5 号

大津市不動産評価委員会規程（昭和44年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 5 条第 2 項第 7 号を次のように改める。

企業局企業総務部契約管財課長

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 6 号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項中「の契約の」を「の契約における一般競争入札の入札参加資格の審査及び」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第 6 号

大津市議会局規程（昭和58年議会議長告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 1 日

大津市議会議長 津 田 新 三

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係 - 略 - 政策法制係 ~ - 略 -</p> <p>— 議長会に関すること。</p> <p>議事調査課 議事係 - 略 - 調査係 - 略 -</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p>第 4 条 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係 - 略 - 政策法制係 ~ - 略 -</p> <p><u>議会ミッションロードマップに関すること。</u></p> <p><u>議員研修会に関すること。</u></p> <p>— 議長会に関すること。</p> <p>議事調査課 議事係 - 略 - 調査係 - 略 -</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p>第 4 条 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、</p>

その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
主幹	担当事務を処理し、 担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主査	
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -

第10条 係長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

軽易な申請、届、報告等処理すること。

軽易な調査、照会、回答、通知等すること。

(代決)

第11条 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

議長及び専決者	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -
次長又は課長	課長、課長補佐又は主幹	係長又は主査

2 及び 3 - 略 -

その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
副参事	担当事務を処理し、 担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主幹	
主査	
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -

第10条 係長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

軽易な申請、届、報告等処理すること。

軽易な調査、照会、回答、通知等すること。

議会局フェイスブックの掲載に関すること。

(代決)

第11条 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

議長又は専決者	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -
次長	課長又は課長補佐	副参事又は主幹
課長	課長補佐又は副参事	主幹又は係長

2 及び 3 - 略 -

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。